

(配布用)

平成29年 第5回

甲賀広域行政組合議会

臨時会 会議録

平成29年12月26日  
於 甲賀広域行政組合庁舎



平成29年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会会議録

平成29年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会は、平成29年12月26日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 谷 永 兼 二
- 2番 森 田 久 生
- 3番 山 中 修 平
- 4番 山 岡 光 広
- 5番 橋 本 律 子
- 6番 松 井 圭 子
- 7番 堀 田 繁 樹
- 8番 菅 沼 利 紀
- 9番 加 藤 貞 一 郎
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

な し

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

な し

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者	岩 永 裕 貴
副管理者	谷 畑 英 吾
監査委員	山 川 宏 治
会計管理者	片 岡 優 子
事務局長	山 田 剛 士
次長兼総務課長	佐 治 善 弘
衛生課長	木 村 尚 之
衛生センター所長	雲 好 章
消防長	荒 川 庄三郎
消防次長	高 橋 良 雄
消防次長兼水口消防署長	本 田 修 二
消防次長兼湖南中央消防署長	寺 村 保 博
消防総務課長	藤 川 博 樹

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 松 本 博 彰
- 中 溝 慶 一
- 小 林 慎 司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 議案第 16 号 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第 17 号 甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 議案第 18 号 平成 29 年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第 5 号)
- 8 会議事件は、次のとおりである。  
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

(開会 午前 9 時 28 分)

議長(橋本律子) 皆さん、おはようございます。座らせていただきます。議会議員の皆様方、本日は、何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、平成 29 年第 5 回甲賀広域行政組合議会臨時会を開会いたします。議会開会に先立ち、管理者から御挨拶をいただきます。管理者、よろしくお願いします。

管理者(岩永裕貴) 改めまして、おはようございます。本日、平成 29 年第 5 回甲賀広域行政組合議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員各位には、市議会 12 月定例会の閉会直後にも関わらず、また、年末の何かと慌ただしい中、御参集賜り誠にありがとうございます。それでは、当面の報告を兼ねての御挨拶とさせていただきます。まず、衛生関係です。本年度事業といたしまして、平成 32 年度からの衛生センターごみ処理施設基幹的設備改良事業の前提となる、長寿命化計画の策定を行っておりますが、先般、施設の現状を把握する施設状況検査が終了したところであります。今後、この検査内容をふまえて、年度末までに計画をとりまとめることといたしております。続きまして、消防関係です。

先般、御視察をいただきました、高機能消防指令システムにつきましては、一部運用の開始から、ひと月余りが経過したところであります。現在のところ順調に稼働しており、引き続き各種調整、操作訓練などを行い、年度末からの本稼働に備えてまいりたいと考えております。

また、高規格救急自動車及び化学消防車の更新につきましては、土山分署に高規格救急自動車の配備が完了し、11月14日から運用を開始いたしております。水口消防署配備の化学消防車につきましては、2月末頃の完成予定となっており、今後も計画的に消防力の充実強化に努めてまいります。

さて、本日、提案いたしますのは、条例案件が 2 件、補正予算案件 1 件の合計 3 件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本律子) ありがとうございました。ただいまの出席議員は、10 名です。これから、本日の会議を開きます。

(議会成立 午前9時30分)

議 長(橋本律子) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

議 長(橋本律子) これから、諸般の報告をします。  
管理者から、交通事故の和解と損害賠償の額について、議会の委任による専決処分の報告が2件ありました。

その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議 長(橋本律子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、3番、山中修平議員、4番、山岡光広議員を指名いたします。

議 長(橋本律子) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。

本議会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(橋本律子) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

議 長(橋本律子) 日程第3、議案第16号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者(岩永裕貴) 議案第16号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、本年8月8日に人事院が国家公務員の給与について勧告を行い、そのことを受けた国家公務員の給与の改正法が、12月8日に成立したことに伴い、本組合においても、国に準拠し、職員の給料、勤勉手当等の改正を行うものです。

まず、第1条関係では、平成29年度分について別表第1のとおり給料額を平均0.2%引き上げ、勤勉手当を0.1ヶ月分引き上げるものであります。

なお、給料につきましては平成29年4月1日に、勤勉手当については同年12月期に遡及適用することとしております。

次に第2条関係では、平成30年4月1日施行分の改正を行います。

まず、第1条関係で引き上げた勤勉手当率を、0.05月分ずつ、6月期、12月期に振り分けます。

また、6級以上の特定職員で、55歳以上の職員についての1.5%減額支給措置が平成30年3月31日をもって廃止されることにより、関係する附則の削除を行います。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長(橋本律子) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。  
質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番、山岡光広議員。

4 番(山岡光広) それでは、上程されています、議案第16号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いしたいと思います。

今ほども管理者の方から提案理由がありましたけれども、人事院勧告に準拠してということでした。続く議案の第18号の補正予算にも、そのことが反映されているわけですが、今回の改定で、実際に甲賀広域行政組合職員の場合に、どういった改定額になるのか、できれば一例を示して御説明をいただければありがたいなと思えますのでよろしく願います。

議 長（橋本律子） 質疑に対する答弁を求めます。  
事務局。

事務局長（山田剛士） 失礼します。山岡議員の質疑にお答えを申し上げます。  
今回の改定で、実際の改定額はどれだけか一例で紹介を願いたい、ということの御質問でございましたが、まず、組合職員全体の改定額につきましては、平成29年度の給与改定に伴い、給料にかかる影響額としまして、職員全体で184万9千円、職員一人当たりの平均月額は、649円となります。  
一例での紹介とのございますが、年代別の職員平均で申し上げますと、50歳代職員では月一人当たりの増加額は186円、40歳代職員では410円、30歳代では896円、20歳代では988円となります。  
以上、山岡議員の質疑への答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） 山岡議員。  
4 番（山岡光広） 今、御説明いただいたんですけど、それは給与の改定及びその勤勉手当の改定、合わせた分で影響額と、こういう理解でいいのかどうか確認したいと思います。

議 長（橋本律子） 事務局。事務局どうぞ。  
事務局長（山田剛士） 失礼します。今回の人事院勧告につきましては、給与と勤勉手当というものでございましたが、今、申し上げさせていただきましたのは、給料にかかる影響額ということで今、答弁をさせていただきました。給料についてはそういった形ということでございます。以上でございます。

議 長（橋本律子） 山岡議員。  
4 番（山岡光広） ありがとうございます。管理者の説明は勤勉手当もということですので、それは分かりましたら、御説明いただけたらありがたいんですけど。

議 長（橋本律子） 事務局。  
事務局長（山田剛士） 失礼しました。勤勉手当につきましては、影響額といたしましては、0.1ヶ月分ということで、増額と給料改定分を合わせまして、総額401万9千円、職員一人当たりの平均額は、24,212円となります。  
年代別で申し上げますと、50歳代の一人当たりの増加額は、32,732円、40歳代では28,641円、30歳代では20,980円、20歳代では15,353円でございます。以上、山岡議員の質疑への答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） 他に質疑はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
続いて、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから、議案第16号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）

議 長（橋本律子） 挙手全員です。  
したがって、議案第16号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（橋本律子） 続きまして、日程第4、議案第17号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。  
管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第17号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、養子縁組里親が法定化されたことによる所要の改正及び雇用保険法等の一部を改正する法律により、原則1歳までである非常勤職員の育児休業を6ヶ月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6ヶ月の再延長を可能にし、最長2歳までの育児休業を可能とするものです。

施行日につきましては、公布の日から施行することといたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（橋本律子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

山岡光広議員。

4 番（山岡光広） それでは、議案第17号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いしたいと思います。

今ほども管理者の方からご説明がありました、2つの法律の改正に伴ってこの条例を改正するという事なんですが、先ほどの管理者の説明にもありましたけれども、もしできれば更に詳しく、その背景、法律を改正した背景について1つお伺いしたい。

もう1つは、実際にこの甲賀広域行政組合職員でこれまでに育休そのものを取得の状況がどうなのかと、この点についてお伺いしたいと思います。

議 長（橋本律子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局。

事務局長（山田剛士） 山岡議員の質疑にお答えを申し上げます。

まず、1点目、改正された背景につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律により、全ての児童が健全に育成されるよう、里親となるためには、名簿登録が必須となり、研修受講の義務化、欠格要件が設けられ、養子縁組里親として、法定化されたものでございます。

また、待機児童の増加をふまえ、雇用保険法等の一部を改正する法律により、保育所に入れない場合等に限り、育児休業の再延長を可能とした育児休業制度が見直されたものでございます。

2点目の本組合職員の育児休業取得状況ですが、本改正案で対象となる非常勤職員につきましては、今まで、育児休業の取得実績はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第17号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議 長（橋本律子） 挙手全員です。  
したがって、議案第17号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（橋本律子） 続きまして、日程第5、議案第18号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。  
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。  
管理者。
- 管 理 者（岩永裕貴） 議案第18号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）の提案理由を御説明申し上げます。  
本補正案は、職員異動、人事院勧告への対応などによる人件費補正と、本年度事業の契約額確定に伴う事業費補正を主な内容とするものです。  
まず、歳入につきましては、両市からの負担金、1,307万円を減額いたしました。また、地方債におきましても、対象事業費の確定により120万円の減額を行っております。  
次に、歳出につきましてはそれぞれの科目における人件費について、職員異動や共済負担金率の確定による増減のほか、平成29年度の人事院勧告への対応を行っております。  
消防費では、年度途中で退職者があったことから、新年度採用者を3名増員したことにより、防火衣などの貸与品の追加購入が必要となり、需用費において164万7千円を増額いたしました。備品購入費では、高規格救急自動車、化学消防車の購入額確定により121万6千円を減額し、また、湖南中央署庁舎耐震診断委託費の額確定により、145万8千円を減額しております。  
以上により、歳入歳出それぞれ1,427万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ36億1,750万4千円といたしたいものであります。  
よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長（橋本律子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。  
続いて、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから、議案第18号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）
- 議 長（橋本律子） 挙手全員です。  
したがって、議案第18号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（橋本律子） お諮りいたします。  
本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（橋本律子） 異議なしと認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。



議長（橋本律子） これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
したがって、平成29年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前9時48分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

同 議会議員 山中 修平

同 議会議員 山岡 光広